戸籍謄抄本の交付請求書（郵送用）

大熊町長　あて　　令和　　年　　月　　日

①請求する方

住民票の住所			
避難先の住所 （避難中の方は記入）			
ふりがな 氏　　名		生年月日	大・昭・平・令・西暦 年　　月　　日
日中の連絡先 （電　　話）		**キャッシュレス決済サービス請求番号**	※キャッシュレス決済サービスご利用の方は、申請時に附番された「請求番号」をご記入ください。
本人確認書類	※請求には本人確認書類が必要です。顔写真付きは1点、顔写真なしは2点 □マイナンバーカード　□運転免許証　□在留カード　□資格確認書　□被災証明書　□年金手帳 □その他（　　）		

郵送請求キャッシュレスサービスサイト

②対象者の戸籍

どなたのですか

フリガナ 氏　名	□請求者と同じ	生年月日	大・昭・平・令 年　　月　　日
請求する方からみて上記の方との関係	本人 ・ 配偶者 ・ 子 ・ 孫 ・ 父母 ・ 祖父母 ・ その他（　　） ※その他で代理人の方は委任状が必要となります。ただし、権利行使・義務履行等の理由に該当する場合は委任状不要で請求できます。該当の方は使用目的の記入と疎明資料を添付してください。		
本籍	大熊町大字 ※番地まで必ずご記入ください。		
筆頭者（戸主）	※戸籍のはじめに記載されている方で、筆頭者は亡くなっても変わりません。		

戸籍の種類

□ 戸籍（1通450円）	□謄本（全部事項証明）	通	
	□抄本（個人事項証明）	通	
□ 除籍（1通750円）	□謄本（全部事項証明）	通	
	□抄本（個人事項証明）	通	
□ 改製原戸籍（1通750円）	□謄本（全部事項証明）	通	
	□抄本（個人事項証明）	通	
□ 身分証明書（1通200円）	必要な方が成人の場合は委任状が必要	通	
附票の種類			
□ 戸籍の附票（1通200円）	□ 全部	通	
	□ 一部	通	

必要な戸籍の範囲

□ 死亡の記載がある戸籍	通
□ 出生から死亡までの連続した戸籍	通
□（　　）から（　　）までの連続した戸籍	通
□（誰:　　）と（誰:　　）の関係がわかる戸籍	通
□ その他（　　）	通
□その他（　　）証明書	通

●本籍と筆頭者の記載（どちらかに☑）※選択がなければ省略します。
□ 記載　□ 省略
→●記載が必要な住所、特筆すべき事項があれば、記入してください。
（　　）

③確認内容

使用目的

①請求に至った経緯②利用目的及び提出先を記入してください。
例：①叔父の〇〇には子がいなく、直系に当たる人がすでに死亡しており、兄弟である父もすでに死亡しているため、甥にあたる私が相続人にあたる。②相続登記手続きのため、法務局へ提出する。
※権利行使・義務履行等の理由に該当する場合は委任状不要で請求できます。請求理由がわかる疎明資料の添付をお願いします。

（　　）

【同封いただくもの】①請求者本人の本人確認書類の写し　※公的な証明書で顔写真付は1点、顔写真なしは2点です。
②手数料（郵便局の定額小為替）※キャッシュレスサービス利用の方は不要、③返信用封筒（切手貼付）、④疎明資料（直系、配偶者等に当たらず、権利行使・義務履行のために請求される方はそれがわかるもの）、⑤委任状（代理人の場合）
【注意事項】返送先は原則として住民登録のある住所、避難者の方は役場に届け出ている避難先住所に限ります。
【郵送請求キャッシュレスサービスとは】事前に専用サイトに登録を行うことで、郵送請求にかかる手数料をクレジット払いすることができます。
請求金額の確定後にお支払いいただくことで、定額小為替の過不足が発生せず、スムーズな請求手続きが行えます。
希望される方はQR〈2次元〉コードより事前申請手続きを行ってください。サービス手数料はかかりません。
【請求先】〒979－1306福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717　大熊町役場住民税務課住民係　電話0240-23-7146
※偽り・その他不正な手段により交付を受けた場合は、30万円以下の罰金に処せられます。（戸籍法133条）